

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和2年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,077件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件734件、仲裁事件1件、裁定事件332件（責任裁定事件203件、原因裁定事件129件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件732件、仲裁事件1件、裁定事件298件（責任裁定事件183件、原因裁定事件115件）及び義務履行勧告事件7件の計1,041件である（表1-2-1、付録1参照）。

令和2年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は14件で、これに前年度から繰り越された37件を加えた計51件が2年度に係属した。このうち、15件が2年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された。

令和2年度に受け付けた14件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが10件、振動に関するものが4件、悪臭に関するものが3件、大気汚染に関するものが2件、土壌汚染に関するものが1件、水質汚濁及び地盤沈下に関するものが各0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が14件、法人が1件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
計	3	3		734	732		1	1		332 (129)	298 (115)		7	7			1,077	1,041	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。

5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和2年度までに570件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 令和2年度に係属した調停事件

令和2年度に公害等調整委員会に係属した調停事件は、前年度から繰り越された2件であり、これら2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた2件が令和2年度に係属し、全て2年度中に終結した。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病^{りかん}に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。^{（注）}

申請は、昭和46年12月24日以降令和2年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和2年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4) 調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和2年度末までに570件処理した（表1-2-4）。令和2年度は新たに受け付けた申請2件が係属し、2件全て処理された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （氏 名）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏 名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （氏 名）

調停委員 （氏 名）

調停委員 （氏 名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （氏 名）

被申請人代理人 （氏 名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申 請 人 (氏 名)

被申請人代理人 (氏 名)

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

- (1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

- (2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

- (3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

- (4) 特別調整手当

〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和3年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

- (5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和3年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ

る。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1－2－2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区 分 年 度		受付		終 結		未 済	
		件 数	患者数	件 数	患者数	件 数	患者数
昭 和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平 成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
令 和	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
	27	1	1	0	0	2	2
	28	1	1	3	3	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
計	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
計		620	1,556	609 (11)	1,466 (90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 1－2－3 年度別水俣病認定患者数

年 度	区 分	認 定 機 関 別 認 定 患 者 数			
		合 計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭 和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平 成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
令 和	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
元	23	2	0	2	0
	24	0	0	0	0
2	25	3	0	3	0
	26	1	0	0	1
	27	3	0	2	1
	28	2	0	2	0
	29	0	0	0	0
	30	0	0	0	0
	令和元	1	0	1	0
	2	0	0	0	0
計		2, 283	32	1, 758	493

- (注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
- 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
- 3 令和元年度の期間には、平成31年4月を含む。
- (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1－2－4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額
等変更申請の処理件数

区 分 年 度		受 付	終 結	未 済
昭 和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平 成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
	19	5	5	3
	20	2	3	2
	21	4	3	3
	22	3	3	3
	23	4	5	2
	24	2	2	2
	25	1	2	1
	26	2	1	2
	27	1	3	0
	28	4	2	2
	29	1	2	1
令 和	30	0	1	0
	元	4	4	0
	2	2	2	0
計		570	570	

表 1－2－5 令和2年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
60年（調）第12号	令和 2. 6. 11	令和 3. 3. 30
54年（調）第32号	令和 2. 6. 11	令和 3. 3. 30
計 2 件		計 2 件

表 1－2－6 水俣病ランク別補償額等一覧

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
1 慰 謝 料		1, 8 0 0 万円	1, 7 0 0 万円	1, 6 0 0 万円	水俣病認定申請日から年 5 分の遅延損害金
2 治 療 費		昭和48年 7 月 9 日以降同49年 8 月 31 日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年 9 月 1 日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年 7 月 9 日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介 護 手 当		昭和48年 7 月 9 日以降同49年 8 月 31 日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月 1 万円を加算した額及び同年 9 月 1 日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整 手 当					(1) 2 年ごとに物価スライド（ただし、物価変動が著しい場合は 1 年目にも改定） (2) 昭和48年 4 月 27 日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和 48. 4. 27～ 49. 5. 31		6 万 円／月	3 万 円／月	2 万 円／月	
49. 6. 1～ 50. 5. 31		7 万 円／月	3 万 5, 0 0 0 円／月	2 万 4, 0 0 0 円／月	
50. 6. 1～ 51. 5. 31		8 万 5, 0 0 0 円／月	4 万 3, 0 0 0 円／月	3 万 円／月	
51. 6. 1～ 52. 5. 31		9 万 4, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	3 万 4, 0 0 0 円／月	
52. 6. 1～ 53. 5. 31		1 0 万 2, 0 0 0 円／月	5 万 2, 0 0 0 円／月	3 万 7, 0 0 0 円／月	
53. 6. 1～ 54. 5. 31		1 1 万 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 円／月	
54. 6. 1～ 56. 5. 31		1 1 万 4, 0 0 0 円／月	5 万 8, 0 0 0 円／月	4 万 2, 0 0 0 円／月	
56. 6. 1～ 58. 5. 31		1 2 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	
58. 6. 1～ 60. 5. 31		1 3 万 5, 0 0 0 円／月	6 万 9, 0 0 0 円／月	5 万 1, 0 0 0 円／月	
60. 6. 1～ 62. 5. 31		1 4 万 2, 0 0 0 円／月	7 万 3, 0 0 0 円／月	5 万 4, 0 0 0 円／月	
62. 6. 1～ 平成 元. 5. 31		1 4 万 5, 0 0 0 円／月	7 万 5, 0 0 0 円／月	5 万 5, 0 0 0 円／月	
元. 6. 1～ 3. 5. 31		1 4 万 6, 0 0 0 円／月	7 万 6, 0 0 0 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	
3. 6. 1～ 5. 5. 31		1 5 万 7, 0 0 0 円／月	8 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 円／月	
5. 6. 1～ 7. 5. 31		1 6 万 5, 0 0 0 円／月	8 万 6, 0 0 0 円／月	6 万 3, 0 0 0 円／月	
7. 6. 1～ 9. 5. 31		1 6 万 8, 0 0 0 円／月	8 万 8, 0 0 0 円／月	6 万 5, 0 0 0 円／月	
9. 6. 1～ 11. 5. 31		1 6 万 9, 0 0 0 円／月	8 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	
11. 6. 1～ 13. 5. 31		1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
13. 6. 1～ 15. 5. 31		1 7 万 2, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
15. 6. 1～ 17. 5. 31		1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
17. 6. 1～ 19. 5. 31		1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
19. 6. 1～ 21. 5. 31		1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
21. 6. 1～ 23. 5. 31		1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
23. 6. 1～ 25. 5. 31		1 7 万 1, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
25. 6. 1～ 27. 5. 31		1 7 万 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
27. 6. 1～ 29. 5. 31		1 7 万 7, 0 0 0 円／月	9 万 5, 0 0 0 円／月	7 万 1, 0 0 0 円／月	
29. 6. 1～ 令和 元. 5. 31		1 7 万 9, 0 0 0 円／月	9 万 6, 0 0 0 円／月	7 万 2, 0 0 0 円／月	
元. 6. 1～ 3. 5. 31		1 8 万 1, 0 0 0 円／月	9 万 7, 0 0 0 円／月	7 万 3, 0 0 0 円／月	

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
5 葬 祭 料	期 間		金 額		(1) 4の備考（1） に同じ (2) 死亡時の金額を 葬祭の主宰者に支 給
	昭和49. 5. 31まで		20万 円		
	49. 6. 1 ～	50. 5. 31	23万3, 000円		
	50. 6. 1 ～	51. 5. 31	28万3, 000円		
	51. 6. 1 ～	52. 5. 31	31万3, 000円		
	52. 6. 1 ～	53. 5. 31	33万9, 000円		
	53. 6. 1 ～	54. 5. 31	36万4, 000円		
	54. 6. 1 ～	56. 5. 31	37万5, 000円		
	56. 6. 1 ～	58. 5. 31	42万2, 000円		
	58. 6. 1 ～	60. 5. 31	44万1, 000円		
	60. 6. 1 ～	62. 5. 31	46万3, 000円		
	62. 6. 1 ～	平成 元. 5. 31	47万1, 000円		
	平成 元. 6. 1 ～	3. 5. 31	47万4, 000円		
	3. 6. 1 ～	5. 5. 31	50万8, 000円		
	5. 6. 1 ～	7. 5. 31	53万3, 000円		
	7. 6. 1 ～	9. 5. 31	54万3, 000円		
	9. 6. 1 ～	11. 5. 31	54万5, 000円		
	11. 6. 1 ～	13. 5. 31	55万7, 000円		
	13. 6. 1 ～	15. 5. 31	55万4, 000円		
	15. 6. 1 ～	17. 5. 31	54万6, 000円		
	17. 6. 1 ～	19. 5. 31	54万4, 000円		
	19. 6. 1 ～	21. 5. 31	54万2, 000円		
	21. 6. 1 ～	23. 5. 31	54万9, 000円		
	23. 6. 1 ～	25. 5. 31	54万3, 000円		
	25. 6. 1 ～	27. 5. 31	53万8, 000円		
	27. 6. 1 ～	29. 5. 31	55万8, 000円		
	29. 6. 1 ～	令和 元. 5. 31	56万4, 000円		
	令和 元. 6. 1 ～	3. 5. 31	56万8, 000円		
6 症 状 の 見 直 し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の 慰 謝 料	配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。				
	上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。				
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰謝料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家 族の福祉 対 策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止 対 策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続 費 用	チッソ株式会社の負担				

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

2 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(公調委平成31年(調)第1号事件・令和元年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93名(以下「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ① 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ② 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があった。

その後、令和元年8月23日、東京都など4都府県の住民14人から、同様の内容の調停を求める申請があり(公調委令和元年(調)第2号事件)、同年9月11日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、9回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

第2節 令和2年度に係属した裁定事件

令和2年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、14件であり、これらに前年度から繰り越された35件を加えた計49件が2年度に係属した。このうち15件が2年度に終結し、残り34件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成29年（ゲ）第3号事件）

（1）事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹^{じんましん}、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和2年7月14日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

2 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

（公調委平成30年（セ）第1号事件）

（1）事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害への罹患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めたものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発生する騒音・振動と申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和3年2月15日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

3 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合(被申請人)が操業する堆肥製造施設において、牛糞・鶏糞に堆肥促進剤を噴霧し、それを申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人による堆肥促進剤の噴霧等と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(ゲ)第5号 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じた湿疹、頭痛、めまい、足のこわばり、^{けいれん}痙攣、^{どうき}つり、^{たいじょうほうしん}動悸、^{こうげんびょう}帯状疱疹、咳、のどの痛み、目の痛み、鼻づまり、^{こうげんびょう}膠原病、免疫不全等の健康被害は、被申請人が運営するaにおいて、牛糞、鶏糞に堆肥化促進剤を噴霧し、それを申請人らの各住居付近に浮遊させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、前記第1の1記載の主張をして、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

4 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と事業を営む法人から、衛生組合（関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが事業を営む土地（以下「本件土地」という。）に、衛生組合（被申請人）によって、焼却残さ及び不燃性破碎残さ（以下「本件廃棄物」という。）が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、申請人らが被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求めたものである。

その後、平成30年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり（公調委平成30年（ゲ）第7号事件）、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、本件廃棄物と本件廃棄物から検出されたダイオキシン類による土壌汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月15日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（セ）第2号、同（ゲ）第7号 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 申請人らの本件責任裁定申請のうち、事実及び理由の第1の1(1)ア及びイの申請をいずれも却下する。
- 2 愛知県瀬戸市〇〇△△の土地のうち別紙1図面のA点、B点、C点、E点及びA点を順次直線で結んだ範囲にダイオキシン類が存在することは、被申請人が同範囲に焼却残渣及び不燃性破碎残渣を埋め立てた行為を原因とするものである。
- 3 申請人らのその余の本件責任裁定申請及びその余の本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 責任裁定

ア 被申請人は、愛知県瀬戸市〇〇△△の土地（以下「本件土地」という。）のうち別紙2図面の斜線部分の深さ約2メートルから3メートルに存する、被申請人が埋め立てた焼却残渣及び不燃性破碎残渣（以下「焼却残渣等」という。）を撤去し、本件土地が環境基準を満たすために必要な汚染除去の措置を講ぜよ。

イ 被申請人は、愛知県瀬戸市〇〇□□所在の被申請人の一般廃棄物処分場（以下「本件

埋立地」という。)内の焼却残渣等に含まれるダイオキシン類が今後本件土地及び地下水に影響を及ぼさないよう遮蔽措置等の適切な措置を講ぜよ。

ウ 被申請人は、申請人 a に対し、金 1 0 0 0 万円を支払え。

エ 被申請人は、申請人 b に対し、金 1 0 0 0 万円を支払え。

(2) 原因裁定

本件土地のダイオキシン類による土壤汚染は、被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して焼却残渣等を投棄した行為によって生じたものである。

2 被申請人

(1) 責任裁定

本件責任裁定申請をいずれも棄却する。

(2) 原因裁定

本件原因裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が維持管理する一般廃棄物の最終処分場（埋立地）に隣接する本件土地で××業を営む申請人らが、被申請人が本件土地に越境して焼却残渣等を埋め立てたことにより、ダイオキシン類による土壤汚染が生じ、地下水の汚染が生じるおそれがあることから、××業への影響及び土地の不動産価値の下落などの被害が生じたと主張して、被申請人に対し、①所有権に基づく妨害排除請求として、本件土地からの焼却残渣等の撤去と汚染除去の措置を、②所有権に基づく妨害予防請求として、本件土地及び地下水に影響を及ぼさないよう遮蔽措置等の措置を、それぞれ講じることを求めるとともに、③不法行為に基づき、申請人らそれぞれに損害額の一部である 1 0 0 0 万円の損害賠償の支払を求める責任裁定を求め（本件責任裁定申請）、併せて、本件土地のダイオキシン類による土壤汚染が、被申請人による焼却残渣等の埋立行為によるものであるとの原因裁定を求める（本件原因裁定申請）事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

5 ^{とみぐすく}豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第3号事件・平成30年(ゲ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害(ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等)が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、平成30年9月12日、こ

れらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

6 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、運動施設からの騒音と申請人らに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和2年9月14日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

7 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものである。

その後、令和2年4月3日、同市の住民2人から、同飲食店経営者を相手方として、24時間換気システムの設備費や精神的苦痛に対する慰謝料等の損害賠償金合計337万7600円の支払を求める責任裁定申請があり(公調委令和2年(セ)第4号事件)、同

年6月15日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭と申請人らに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

8 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成30年（セ）第6号事件・令和3年（調）第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、製氷工場から発生する騒音・低周波音・振動と申請人に生じた不眠及びそれに伴う疲労感等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年1月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和3年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年2月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から提示した調停案を当事者双方が受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

9 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成31年（セ）第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、ホテル経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音に

より、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

10 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件・令和2年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。裁定委員会は、平成31年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のビニールハウスのボイラーから発生する騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和2年8月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和2年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月1日の第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

11 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めたものである（その後、請求金額は25万8000円に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年10月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成31年（セ）第3号 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、25万8000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要本件は、申請人が、被申請人の経営する店舗に設置された室外機等の稼働により発生する騒音によって、睡眠を妨げられ、不快感等により肉体的、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、申請人の受けた肉体的、精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

12 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年（セ）第4号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

13 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

14 奈良県^{あんど}安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

15 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年（ゲ）第 5 号事件)

(1) 事件の概要

平成31年 4 月 5 日、福岡県宗像市の住民 5 人から、一部事務組合（関係 2 市により組織）、水道事業者及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

16 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年（ゲ）第 6 号事件)

(1) 事件の概要

平成31年 4 月 17 日、東京都渋谷区の住民 1 人から、学校法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた耳鳴り、不眠症等の健康被害は、被申請人が経営する専門学校の校舎屋上に設置された高圧受電設備から低周波音を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

17 和歌山県白浜町における給油所からの土壤汚染被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和元年5月8日、和歌山県白浜町で給油所を営む個人から、当該施設を所有するバス会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人と合併した会社が起こした給油所の地下タンクからのガソリン漏えい事故の処理が不十分だったため、残留油分と土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の特定有害物質が現在も地下に残存しており、緊急を要するために実施したコールタール回収及び汚染土壌処理、地下タンク再塗装の費用、休業補償費、精神的苦痛への慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金2082万8973円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和2年11月4日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

18 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第2号事件・令和2年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和元年5月21日、千葉県松戸市の住民2人から、隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、被申請人の家屋に取り付けられた集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音により、なかなか寝つくことができず、慢性疲労感、集中力・思考力の低下及びストレスによる円形脱毛症の発症などの健康被害、並びに騒音による不動産価値の減損等の財産被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計794万8590円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音と申請人らの健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和2年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和2年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられ

たものとみなされ、本事件は終結した。

19 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和元年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス(硫黄化合物)、亜鉛銲を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、令和3年2月1日、申請人により裁定を求める事項が変更された(天然記念物椎檜を申請対象から外し、申請人旧宅内のシラカシ、ユズ等への被害を対象とする。)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から発生・拡散した亜硫酸ガス等と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ等の財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

20 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第3号事件・令和2年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

なお、令和2年7月28日、申請人ら3人から申請を取り下げる旨の申出があった。

その後、令和2年9月7日、同市の宗教法人の近隣住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和2年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年10月28日これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

21 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第4号事件・令和2年（調）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和元年8月16日、東京都渋谷区の住民17人から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉じん等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めたものである。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和2年8月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和2年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年10月9日の第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、同年11月9日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

22 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委令和元年（ゲ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。茨城県住民3人（原告）の所有する建物の柱、壁、

基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社（被告）が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第 5 号事件・令和 2 年（セ）第 1 号事件・令和 2 年（セ）第 2 号事件・令和 2 年（セ）第 9 号事件）

(1) 事件の概要

令和元年 9 月 19 日、東京都小平市のクリーニング業を営む法人から、食品製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近接する被申請人の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金 1130 万 4802 円の支払を求めるものである（その後、請求金額は 1008 万 8038 円（令和 3 年 3 月末時点）に変更）。

その後、令和 2 年 2 月 26 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 1 号事件）、同年 3 月 12 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 2 号事件）、同年 11 月 17 日、同市の住民 1 人から（公調委令和 2 年（セ）第 9 号事件）、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年 3 月 24 日（令和 2 年（セ）第 1 号事件）、同年 4 月 7 日（令和 2 年（セ）第 2 号事件）、同年 12 月 21 日（令和 2 年（セ）第 9 号事件）これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から排出されたエタノールと申請人らの事業所等の黒ずみ発生との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

24 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第 3 号事件）

(1) 事件の概要

令和元年 10 月 24 日、神奈川県相模原市の住民 3 人から、建築工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害（滑動性眼球運動異

常)、重心動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質(キシレン)を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和2年8月19日、本件申請は、主張する現象が公害に該当しないから不適法な原因裁定の申請で、その欠陥を補正することができないとして、申請を却下する決定をし、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和元年(ゲ)第3号 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

決 定
(当事者省略)
主 文
本件裁定申請を却下する。
理 由

第1 当事者の求める判断

1 申請人ら

申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害(滑動性眼球運動異常)、重心動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が神奈川県相模原市〇〇△△に所在する建物の改装工事の際、化学物質(キシレン)を発生・拡散させたことによるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要と当裁定委員会の判断

1 本件は、申請人らが、被申請人に対し、申請人 a (以下「申請人 a」という。)の依頼により被申請人が神奈川県相模原市〇〇△△に所在する一戸建ての住宅である建物(以下「本件建物」という。)のトイレのクッションフロアの補修工事を行った際、被申請人が使用した接着剤にキシレンが含まれていたことで、悪臭がするとともに本件建物内の空気が汚染され、申請人らに健康被害が生じたと主張して、上記の第1の1記載の原因裁定を求める事案である

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

25 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和元年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和元年11月18日、熊本県熊本市の住民2人及び福岡県久留米市の住民1人から、

熊本県熊本市の住民2人の隣人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らの室外機等からの騒音等と申請人らに生じた動悸等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

26 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件 (公調委令和元年（セ）第6号事件)

(1) 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

27 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件 (公調委令和元年（セ）第7号事件)

(1) 事件の概要

令和元年12月20日、茨城県筑西市の住民1人から、運送会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、申請人は、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれず、頭痛や肩こりも生じているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金466万4000円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和2年9月7日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

28 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和2年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月12日、滋賀県草津市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら店舗の室外機等からの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

29 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計700万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が運行する特急等電車の振動等と申請人らに生じたストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

30 南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第5号事件・令和2年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和2年5月21日、長崎県南島原市の住民1人から、製麺を営む会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人に生じた苛立ちや

朝 6 時以降の睡眠ができないことは、隣接する製麺工場からの騒音・振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金150万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の苛立ち等の健康被害は、被申請人が経営する製麺工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和 2 年 6 月 19 日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する製麺工場からの騒音と申請人に生じた苛立ち等の生活環境への被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めている。

31 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和 2 年 (セ) 第 6 号事件)

(1) 事件の概要

令和 2 年 7 月 31 日、千葉県佐倉市の住民 1 人から、隣人を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣人が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料として、損害賠償金310万9115円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯器からの騒音と申請人に生じた自律神経失調症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

32 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和 2 年 (セ) 第 8 号事件・令和 2 年 (ゲ) 第 3 号事件)

(1) 事件の概要

令和 2 年 9 月 23 日、静岡県浜松市の住民 4 人から、写真スタジオ経営会社を相手方 (被申請人) として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請

人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和2年10月20日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

33 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和3年1月6日、福岡県福岡市の住民2人から、近隣の菓子製造会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する工場等からの騒音と申請人らに生じた不眠症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

34 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和3年1月19日、新潟県燕市の住民1人から、隣接する金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金3808万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

35 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和3年2月22日、愛知県東海市の住民3人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社（被申請人）の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2515万8922円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

36 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第3号事件・令和3年（ゲ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和3年3月17日、熊本県熊本市の住民1人から、マンション管理組合、個人2人を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1373万2915円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、手続を進めている。

37 横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第3号事件）

(1) 事件の概要

令和3年3月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方

（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

第3節 令和2年度に実施したフォローアップ

令和2年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

（公調委平成5年（調）第4号・平成5年（調）第5号事件）

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って21年度目となる令和2年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

（公調委平成23年（ゲ）第1号・平成24年（調）第8号事件）

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って9年度目となる令和2年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

（公調委平成25年（調）第5号・平成25年（調）第10号事件）

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って7年度目となる令和2年度は、被申請人の大津市から報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。